

阿市教第3860号
令和2年3月25日

各小・中学校長 様

阿蘇市教育委員会
教育長 阿南 誠一郎
(公印省略)

教育活動の再開等について（通知）

このことについて、熊本県教育長から、別添写しのとおり通知がありました。
つきましては、阿蘇市校長会での協議をもとに、適切に対応いただきますようお願いいたします。

阿蘇市教育委員会
審議員 上田 武満
TEL : 0967-22-3229
FAX : 0967-22-5205
e-mail: takemitsu-u@city.aso.lg.jp

(写)

教政第1473号
令和2年3月25日

各市町村教育長 様
(熊本市教育委員会を除く)

熊本県教育長 古閑 陽一

教育活動の再開等について（通知）

このことについて、各県立学校においては、別添写しのとおり通知したところ
です。

つきましては、各市町村教育委員会におかれましても、令和2年3月24日付
け元文科初第1780号で通知された「新型コロナウイルス感染症に対応した
学校再開ガイドライン」の記載事項に御留意のうえ、市町村の関係部局や関係機
関と連携いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、令和2年2月25日付け^{*}で通知した「新型コロナウイルス感染症に関
する熊本県教育委員会臨時休業等の基準」は、改正のうえ、おって通知します。

また、部活動を実施するにあたっての留意事項についてもおって通知します。

※令和2年2月25日付け教政1287号及び教体第1221号

「新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業等の基準について（通知）」

【問い合わせ先】

- 感染症対策健康管理及び学校給食に関すること
教育指導局体育保健課 平江、渡辺
096-333-2712
- 心のケアに関すること
教育指導局学校安全・安心推進課 川浪、船場
096-333-2720
- 差別やいじめ等への対応に関すること
教育指導局人権同和教育課 岩本、富田
096-333-2702
教育指導局学校安全・安心推進課 川浪、木山
096-333-2720
- 学習指導、入学式及び教科書の取扱いに関すること
教育指導局義務教育課 鈴嶋、平野
096-333-2688
- 部活動に関すること
教育指導局体育保健課 平江、鳴瀬
096-333-2711
- 教職員の服務に関すること
教育総務局学校人事課 井手、隈部
096-333-2695
- 就学援助等に関すること
教育指導局高校教育課 川浪、福島
096-333-2719
- 多様な受入れ先の確保及び修学旅行に関すること
教育指導局義務教育課 村田、徳川
096-333-2689

写

教政第1473号
令和2年3月25日

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校における教育活動の再開等について（通知）

このことについて、「県立学校における教育活動の再開について」（別紙1）のとおり決定しましたので、通知します。

つきましては、各県立学校においては、教育活動の再開に当たり、令和2年3月24日付け元文科初第1780号（別紙2）で通知された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の記載事項に留意のうえ、感染拡大防止対策に万全を期していただきますようお願いします。

なお、令和2年2月25日付け^{*}で通知した「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準」は、改正のうえ、おって通知します。

また、部活動を実施するにあたっての留意事項についてもおって通知します。

※令和2年2月25日付け教政1287号及び教体第1221号

「新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業等の基準について（通知）」

【問い合わせ先】

- 感染症対策健康管理及び学校給食に関すること
教育指導局体育保健課 平江、渡辺
096-333-2712
- 心のケアに関すること
教育指導局学校安全・安心推進課 川浪、船場
096-333-2720
- 差別やいじめ等への対応に関すること
教育指導局人権同和教育課 岩本、冨田
096-333-2702
教育指導局学校安全・安心推進課 川浪、木山
096-333-2720
- 学習指導及び学校行事の実施に関すること
教育指導局高校教育課 前田、坂本
096-333-2685
- 部活動に関すること
教育総務局文化課 伊藤、津田
096-333-2705
教育指導局体育保健課 平江、鳴瀬
096-333-2711
- 特別支援学校に関すること
教育指導局特別支援教育課 宮本、田崎
096-333-2683
- 教職員の服務に関すること
教育総務局学校人事課 月井、草原
096-333-2694
- 授業料等の取扱いに関すること
教育総務局学校人事課 佐藤、淀川
096-333-2692
- 就学援助等に関すること
教育指導局高校教育課 川浪、福島
096-333-2719
- 高校生等への修学支援に関すること
(就学支援金) 教育総務局学校人事課 佐藤、淀川
096-333-2692
(奨学給付金・育英資金等) 教育指導局高校教育課 大谷、森崎
096-333-2682

令和2年(2020年)3月25日
熊本県教育委員会

県立学校における教育活動の再開について

熊本県教育委員会では、文部科学省からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症対策として、全ての県立学校について、3月2日から春休みの開始日の前日まで臨時休業としています。

先般、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新学期からの学校再開の方針が示されました。また、現在のところ、本県では感染状況が拡大傾向にはなく一定程度に収まっており、県立学校において児童生徒及び教職員の感染者が発生していない状況にあります。

このため、県教育委員会としては、すべての県立中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動について、感染拡大防止措置を講じた上で、新学期(4月1日)から再開することとします。

また、教育活動の再開に合わせて、部活動なども再開するとともに、入学式や始業式などの学校行事については、時間を短縮するなどの感染拡大防止対策を講じた上での実施を可能とします。

なお、再開にあたっては、各家庭において児童生徒の検温など健康状態を確認すること、児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養することを徹底します。

こうした健康状態の把握に加えて、手洗い等の徹底や教室の換気など、文部科学省から3月24日付けで示された通知(元文科初第1780号)を踏まえて、感染拡大防止対策に万全を期すこととします。

さらに、県立学校の児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が発生した場合には、本年2月に策定した「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準」に基づいて、感染症が発生した学校を2週間の臨時休業とします。

市町村教育委員会に対しては、各市町村の状況等を踏まえつつ、同様の措置を講じるよう要請いたします。